

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第184号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第3条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)